平成２４年（フ）第４７６号
横浜市南区通町３―50―２　マインドベリタ横浜502、住民票上の住所横浜市磯子区杉田７丁目１番５―44号
債務者　瀧本　　隆
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０４号
横浜市青葉区みたけ台32番地14　ルンビニ合掌苑、申立時の住所横浜市栄区公田町740番地　８棟412号
債務者　有光　桂子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０６号
神奈川県藤沢市白旗１丁目16番18―303号
債務者　杉村　　弘
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５号
静岡県富士市日乃出町21番地の２　ハイコーポヤマヒラＢ―206号
債務者　大森美智子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午前10時　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９号
静岡県富士宮市猪之頭1933番地の７、前住所静岡県富士宮市万野原新田3049番地の１　ハイランド望月Ｂ101
債務者　杉本富士子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午前10時　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４号
熊本県人吉市瓦屋町1431番地１
債務者　福嶋　春那
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後２時　熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第７５号
栃木県鹿沼市仁神堂町49番地82
債務者　ペレダこと　ペレダ　ウルビナ　ロベルト　ジェスス
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６号
栃木県鹿沼市仁神堂町49番地82
債務者　島袋フミコこと　シマジュコ　レバザフミコ　イザベル
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７９号
栃木県宇都宮市西川田町1002番地４　マルエイ貸家Ｎ03、前住所栃木県宇都宮市花房３丁目３番９号　タカセハイツ111号室
債務者　増渕　　愛
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２１号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅10号棟109号室
債務者　神山　幸香
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２８号
栃木県真岡市田町1751番地　県営田町住宅２号棟25号
債務者　青木美智子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２９号
栃木県塩谷郡高根沢町大字亀梨566番地２
債務者　鈴木めぐみ
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３４５号
横浜市西区戸部町６丁目210番地
債務者　大竹有紀子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０１号
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目18番５号　ばんざいビル202号
債務者　重田みゆき
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６４号
岡山市南区内尾395番地８
債務者　渡邉登志子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部